



図5. EUにおける消費者リスク評価

(平成 18 年 5 月 15 日、化学生物総合管理学会第 1 回食品リスク総合管理セミナー、「EU 規制における農薬の消費者リスク評価」Exponent, Caroline Harris, Ph.D.講演スライドより)

5. 欧州連合域内における残留基準値 (MRL) の統合

現在 EU に存在する 4 つの理事会指令、76/89/EEC (果物・野菜)、86/362/EEC (穀類)、86/363/EEC (動物食品)、90/642/EEC (植物製品)、に基づく農薬の MRL は 2005 年 2 月に公布された「植物および動物由来の食品および資料の最大残留量に関する規則 (Regulation (EC) No. 396/2005 of the European Parliament and of the Council of 23 February 2005 on maximum residue levels of pesticides in or on food and feed of plant and animal origin and amending Council Directive 91/414/EEC)」の Annex II に移行する。この新たな規則の下では、加盟国独自の残留基準 (MRL) は段階的な移行期間を経て廃止され、EU 域内の MRL は全て統一されることになる。統合に向け、規則の付属文書の準備が進んでいる：

- Annex I： 統一された MRL を適用する製品のリスト (合意済)¹
- Annex II： 統一された MRL のリスト (規則 369/2005 発効 12 ヶ月後から適用)¹
- Annex III： 統一された暫定 MRL のリスト (コメント募集のために開示)¹

¹ 平成 18 年 5 月時点での情報。

Annex IV : MRL 除外物質のリスト (EU 専門家グループで審議中)¹

規則 369/2005 の 4 つの付属文書が最終化されてから 6 ヶ月後に既存の 4 つの理事会指令が廃止され、新たな付属文書が完全に発効することになる (2007 年春または夏以降の見込み)¹。個別の MRL が設定されていない場合はデフォルトとして、分析法の定量限界 (0.01 mg/kg) が適用される。

6. EFSA のリスク評価における CODEX 基準、域外の残留基準の扱い

以上のように EU では、加盟国との共同作業を通じ、EFSA が域内で使用される既存農薬および新規農薬の有効成分のリスク評価を進め、残留農薬管理の責任を担う EC に対し MRL を勧告している。既にインターネットに公表されている 53 の農薬有効成分について評価結果をまとめた文書を概観した限りでは、MRL の設定に際し、域外における残留基準を参照している例はない。有効成分 14 剤については、CODEX 基準について言及していたが、その内、9 剤は CODEX 基準が設定されていないことから検討が必要であるとの内容であった。既存の CODEX 基準との比較があった 5 剤の記載内容は以下の通りであった：

表 3. EFSA 評価における CODEX 基準の取扱例

有効成分	記載内容要約
オキサミル (oxamyl)	評価された散布方法が JMPR ² と DAR では全く異なるので(経葉散布対土壌散布) CODEX 基準と提案された欧州の MRL との比較はできない
馬拉チオン (malathion)	GAP および残留分析対象物質が異なるので CODEX 基準と提案された欧州の MRL は同等ではない
トルクロホスメチル (Tolclofos-methyl)	JMPR は DAR で検討した GAP とは異なる GAP に基づき基準値を提案しているが、CODEX 基準は消費者安全に懸念を及ぼす濃度ではない
フェナミホス (fenamiphos)	フェナミホスは古い農薬で基準値が設定されているが、ARfD を超えていることから再評価を実施中であり、CODEX 基準は EU-MRL として提案しない
トリルフルアニド (tolylfluanid)	2003 年の JMPR の検討会議でトリルフルアニドは審議され、CODEX 基準が設定されているが、残留分析対象物質が異なるので CODEX 基準と提案された欧州の MRL との比較はできない

DAR: Draft Assessment Report

以上のように、EFSA における農薬有効成分のリスク評価においては、あくまでも欧州における農薬の使用実態に即して MRL が提案されており、CODEX 基準がすでに設定されていたとしても優先的に取り入れられることはないようである。

¹ 平成 18 年 5 月時点での情報。

² Joint FAO/WHO Meeting on Pesticide Residue (FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議)

7. 欧州連合における今後の残留農薬リスク評価

EU における残留農薬のリスク評価は、主として決定論的な方法を用い、既存のデータに基づく消費者における急性暴露もしくは慢性暴露の評価を行なってきた。成人、小児、幼児を対象としているが、それ以上の感受性の違いや、食餌摂取状況の違いなどの考慮は含んでいない。今後は、暴露量推定において、食物経由の摂取だけではなく、その他の媒体からの摂取・暴露を含む累積暴露のリスク評価 (Cumulative Risk Assessment) の必要が高まり、数理モデルを用いた確率論的なリスク評価法の適用が増えることが予想されている。

IV. まとめ：農薬の残留基準設定における日本と欧州連合の違い

わが国における食品中に残留する農薬等のポジティブリスト制度導入の経緯と導入後の現状を概観すると共に、EUにおける農薬規制と域内のMRLの統合について情報を収集し、比較を試みた。わが国が食糧の60%を海外に依存する農産物輸入国であるのに対し、EUは高い食糧自給率を達成している農産物輸出国（地域）であることから、農薬のリスク評価とMRLの設定に対する基本的な考え方が大きく異なることが今回の調査で明らかになった。

わが国におけるポジティブリスト制度導入にあたっては、国内における農薬使用に関わるリスク評価・管理よりも輸入農産物中の残留農薬の規制に重きが置かれ、国内登録のない農薬についてはCODEX基準および先進諸外国の残留基準が積極的に採用された。一方、EUの評価は、あくまでも域内で使用される農薬のリスク評価を目的としており、MRLの設定においても域内の使用実態に即した基準値が提案されている。これは、CODEX基準がある農薬についても例外ではない。域内で使用されていない農薬についてはImport Toleranceを申請する制度はあるが、現状におけるImport Tolerance設定の優先度は低い。

WTO（世界貿易機関）体制下、食品の国際流通においては、CODEX規格が原則優先されるとはいえ、EUにおける農薬のMRL設定の状況を概観した限りにおいて、CODEX基準が無条件で採用されるということはむしろ少ないようである。わが国においてポジティブリスト制度導入に先立ち設定された暫定基準値についても、国内農産物および輸入食品の実態に即した科学的なリスク評価に基づく見直しを実施することが重要であり、さらに、その結果を以って、国際的ハーモナイゼーション検討の場に臨むことが期待される。

添付資料Ⅲ

農薬のポジティブリスト制施行をめぐる国内外関係者の反応動向調査

日本リスク研究学会

平成19年2月

生資料のため印刷を省略

分担研究報告書

2. 国際規格採用過程における各国の対応と国際協調に関する研究

分担研究者 豊 福 肇

平成18年度厚生労働科学研究費補助金（食品の安心・安全確保推進研究事業）

「食品安全施策等に関する国際協調のあり方に関する研究」

分担研究報告書

国際規格採用過程における各国の対応と国際協調に関する研究

その1 Codex に対する取り組み、Codex 規格の国内規格への適用等に関する実態調査

分担研究者 豊福 肇 国立医薬品食品衛生研究所安全情報部主任研究官
研究協力者 窪田邦宏 国立医薬品食品衛生研究所安全情報部研究員

研究要旨：我が国の今後の Codex 政策及び戦略の構築に資するため、Codex への参加、Codex 規格等の国内規則への採用、Codex への対処方針の作成、トレーニング等について発展途上国等を対象にアンケート調査を行ったところ、14 カ国から回答があった。回答のあったほとんどの国では、ステークホルダーが参画した国内コーデックス委員会が設置され、定期的に会合をもち、対処方針の作成が行われる等、国内での Codex 関連活動に広いステークホルダーの参加が認められた。また、Codex に関するトレーニングの必要性はほとんどの国で認識していたが、実施していたのはほぼ半数の国であった。多くの国が部会等に参加する上で財政的な限界をかかえていることが明らかになった。

A. 研究目的

わが国の Codex への今後の参画のあり方 Codex 活動戦略の検討の基礎資料を得るために、Codex 活動に関する発展途上国等の取組を調査した。

三度送信して調査した。アンケート用紙は英語、仏、スペイン語で作成した。また、Codex 総会中各国の Codex Contact Point に直接アンケートへの協力を依頼した。

B. 研究方法

現在 Codex の部会等をホストしていない国で、Codex Contact Point (CCP) の email address が記載されている国に対し（韓国は調査時点ではホスト国ではなかった）、メールでアンケート（別添1）を総会前の6月12日、総会直後及び12月末の

C. 研究結果 ならびに D. 考察

回答があったのは延べ14カ国であったが、アルメニア及びアフガニスタンは Codex に参加したばかりで回答できないとのことで、有効な回答が得られたには次の12カ国であった。これらの国を Codex の地域調整委員会の地域割りで分類すると、ア

フリカ地域に属する国がエチオピア、ギニア・ビサオ、ケニア、ジンバブエ、アジア地域に属する国がインドネシア、韓国、ヨーロッパ地域に属する国がチェコ、リトアニア、スロバキア、トルコ、中近東地域に属する国がヨルダン、南西太平洋に属する国はサモアであった。ラテンアメリカ地域からの回答はなかった。

質問と回答の概要は次の通りであった。

参加

1. **Codex 手順マニュアルに規定されている目的のほか、あなたの国の政府として Codex に参加することを通じて達成したいことはありますか？**

あると回答した国はインドネシア、エチオピア、サモア、ケニア、韓国、ヨルダン、ギニア・ビサオで、特にないと回答した国はチェコ、リトアニア、ジンバブエであった。(他の国は無回答)

あると回答した国のコメントはつぎのとおり：

- ・インドネシアの国内規格を Codex 規格に沿って調和させるため(インドネシア)、
- ・食品の安全性を認識させるプログラムの実施及び食品製造者が食品安全マネジメントシステム(GHP,HACCP 等)を実施することを支援する(エチオピア)
- ・サモアの人々の厚生のため及び旅行業界を支援するため、食品安全及び品質システムを改善する (サモア)
- ・ケニアの人々に Codex 及び Codex 規格を意識させるため (ケニア)
- ・韓国の伝統食品の食品安全に関する国際規格を策定するため(韓国)
- ・現在の食品安全に加え、栄養学的な視点での食品の品質の問題を Codex が取り組ん

で欲しい。また、途上国が国内食品安全コントロールを確立できるよう支援して欲しい。(ヨルダン)

・ストリートベンダーでの食品の取り扱いを教育訓練したい。人々の栄養状態の改善の方向へむけたい (ギニア・ビサオ)

2. **あなたの国の政府が積極的に Codex への参加を後押しているものは何ですか？**

・効果的な Codex 関連作業のための人的資源(韓国)

・消費者の保護と国際貿易のサポート (スロバキア)

・ Codex 規格は WTO で国際貿易の Reference とされている国際規格のため(インドネシア)

・ Codex 規格を設定することに関するエチオピアの関心(エチオピア)。

・ 政府、業界、消費者団体のメンバーとサモアの国内 Codex 委員会メンバーが活発な対話を維持する (サモア)

・ CCP 及び National Codex Committee (NCC) (ケニア)

・食品の国際貿易、食品安全 (チェコ)

・消費者の健康の保護、食品貿易における公正な取引の保証 (リトアニア)

・国内の興味 (トルコ)

・国民のための食品の安全性の改善及び公正な貿易の促進 (ジンバブエ)

・ NCC (ヨルダン)

・現時点では食品の規格を知ってもらい、食品の規格のオリエンテーションとして (ギニア・ビサオ)

3. **あなたの国の政府は、どのようにして Codex において、あなたの国の関心事を効**

果的に表明したいですか

- ・Codex の draft 文書を NCC が研究し、コメントを Codex 事務局に送付する。(ヨルダン)
- ・CRD の配布、各部会での直接的な発言(韓国)
- ・CL(Circular letter)を CAC のメンバー国に配布する。特にアジア調整部会、及びインフォーマルな会議において(インドネシア)
- ・優先エリアの特定及び Codex 規格設定過程における活発な参加(エチオピア)
- ・北米南西太平洋地域調整部会(CCNASWP)内で積極的に活動する、また Codex に関する同様の懸念を有する加盟国の支援を得るため、ロビー活動を行うことによって(サモア)。
- ・Codex 事務局に対し NCC のメンバーのトレーニングを要請し、その受講者が NCC 内の他の者をトレーニングし、国内全体に情報を行き渡らせる。(ケニア)
- ・規格、ガイドライン及び関連テキストを作成するため、栄養上の問題を研究している(リトアニア)
- ・Codex のセッションにおける我々の参加を強化する(チェコ)

4. あなたの国の政府は、Codex に関連する部会のレギュラーホスト国となることに興味がありますか

はいと回答のあった国は韓国(抗菌性物質に関する政府間タスクフォース)ヨルダン、リトアニア(スイスと共同で)、ギニア・ビサオ、サモア(CCNASWP を 2 度)の 5 カ国、いいえの国はインドネシア、チェコ、エチオピア、ジンバブエ、スロバキア、ト

ルコの 6 カ国で無回答はケニアで、ホスト国になるよりも政府が Codex 問題にもっと関与し、その重要性を知ることのほうが重要とのことであった。

サモアから CCNASWP を 2 度ホストすることによって、複雑な Codex システムのなかの秘訣、技(ropes)を学べる素晴らしい経験になったというコメントがあった。

5. あなたの国の政府は、Codex に関連する部会の 1 セッションをレギュラー開催国と組んで担当することに興味がありますか

はいと回答のあった国はインドネシア、サモア、ギニア・ビサオ、スロバキア(ヨーロッパ調整部会を 2002、2004 年の 2 度ホストした)、ケニアの 5 カ国、いいえと回答のあった国はヨルダン、エチオピア、ジンバブエ、トルコ、韓国の 5 カ国、すでに計画中的なのはリトアニア、そして今、具体的な回答をするのはむずかしいが、検討中であるとの回答がチェコからあった。

1 セッションを共催するメリットとしては、経験が得られる(ギニア・ビサオ)、国内の Codex 関連部局、担当者の連携強化(スロバキア)、Capacity の改善、消費者の食品安全に関する関心を促進、CCFO,CCFL 又は CCCF を共催することに関心がある(インドネシア)などであった。

予算及び Codex Trust funds

6. 2006 年の Codex のための予算はいくらでしたか

インドネシア：130,000USD

ヨルダン：15000USD

リトアニア：約 9000 ユーロ

サモア：28.15USD (主に第 9 回

CCNASWP をホストするため)

ケニア：無回答

チェコ：Codex 活動に関する特別の予算はない。全体の予算の一部

スロバキア：2.4 万 skk

エチオピア：無回答

ジンバブエ：無回答

韓国：0.3 万 USD

ギニア・ビサオ：285,000 USD

トルコ：特別な Codex のための予算はない

7. あなたの国は、Codex Trust Fund の援助を受けていますか

はいと回答のあった国はインドネシア、ヨルダン、スロバキア、エチオピア、トルコ、サモア、ケニア、リトアニア、ギニア・ビサオ、ジンバブエの 10 カ国、いいえの回答があったのはチェコと韓国の 2 カ国であった。なお、韓国を除くアンケートの回答国は Codex Trust Fund の資金援助を受け取る資格がある(2005 年 12 月 31 日現在)。

8. Codex Trust Fund の援助を受け、Codex に参加する利点は何だと思いますか

- ・ Country Position が部会で表明でき、質疑に応じることができる (ジンバブエ、ケニア)

- ・ Codex への参加が改善され、活発になる (トルコ、韓国、サモア)

- ・ 実際の Codex の仕事に参加できる機会が増える、Codex の仕事に関する経験を改善するため、Codex の部会等に参加するための経費がない食品安全機関を支援する (インドネシア)

- ・ Codex の知識を得、最新の知識に更新す

る(ヨルダン、ケニア)

- ・ 会議に出席することで経験を積み、同じ問題を抱える国と意見交換ができる(ケニア)

- ・ Codex 規格を国内の食品安全規則に採用する (エチオピア)

- ・ 有益かつ興味深いコミュニケーションができる、また視野を広められる等 (リトアニア)

- ・ Codex を実施に移すオリエンテーションになる (ギニア・ビサオ)

Codex 規格等の国内食品安全法規への採択

9. 貴方の国は Codex 基準等を国内基準に適用することに関する特定の政策方針がありますか?

はいと回答のあったのはインドネシア、ヨルダン、韓国、ジンバブエ、エチオピア、サモア及びケニアの 7 カ国であった。個別のコメントは次の通り。

- ・ 可能な限りインドネシアの規格は国際規格に調和させる。Codex 規格等は食品安全法及び規格を規定する際のリファレンスの 1 つである (インドネシア)、
- ・ 1995 年の SPS 協定後、Codex 規格等を韓国の食品安全法規に採択するよう努力している (韓国)、

- ・ 可能な限り Codex 規格等を国内規則に採択している (ジンバブエ)、

- ・ 国際規格が存在する場合には、SPS 及び TBT での摩擦を避けるため、優先的に調和させる。Standard テクニカル委員会が要件を熟考し、コンセンサスベースで採用する (エチオピア)

- ・ 基準及び計量法を通じて (ヨルダン)

- ・ 国内的にすべての国内規格は Codex に

基づいている。(サモア)

ないと回答した国はギニア・ビサオ、リトアニア、トルコの3カ国で、直接的な回答がなかったのはチェコ、スロバニアであった。ただし、チェコでは、Codex 文書は国内法規の準備に広範囲に用いられた。

Hazard Analysis and Critical Control Point System (HACCP) 及び特定な要件は Codex の Hazard Analysis and Critical Control Point (HACCP) システム及びその適用のための指針 (Annex to CAC/RCP 1-1969, Rev. 4 (2003)を基にしている。また魚類及び魚類加工品の規格等、多くの Codex 規格が翻訳され、Czech Technical Standards のシステムに含まれている。さらに Codex の優良衛生規範 (GHP) の勧告は国の GHP 及び GMP の基になっている。

(例：缶詰果実及び野菜製品の国際衛生規範、急速冷凍食品の加工及び取扱いのための国際衛生規範、低酸性缶詰食品のための国際衛生規範等) また、食品の処理のために用いられる放射線照射施設の運用のための国際衛生規範が放射線照射食品の国内要件を設定する基になっている。そのほか、Codex 規格は食品貿易 (特に EU 市場の外との) の契約のベースとして業界及び貿易業者によって高く評価されてきているとコメントがあった。

10. あなたの国内の基準と Codex 基準に何か違いはありますか。あるならば、詳しく説明し、今後どのような対策を取るのか教えてください

はいと回答があったのはトルコ (EU 規則への調和がまず優先) 及びインドネシア (個別食品の規格においてフォーマットが

異なり、“衛生”のセクションがない) の2カ国、いいえと回答があった国はエチオピア、ギニア・ビサオ、ヨルダン、リトアニア、スロバキア (国内規格は Codex 規格に完全に調和している) であり、ケニアは多くの Codex 規格を採用しているが、Codex 規格がない場合には我々の国内の状況にフィットするように独自で国内規格をドラフトしていると回答していた。

対処方針の作成

11. どのように貴国の Codex 部会毎の対処方針は作成されますか？

多くの国で各部会毎にそれを反映したミラーの国内委員会が設けられ、そこで対処方針案が議論されて後、National Codex Committee(NCC)での承認を経てローマの Codex 事務局に送付されていた。個別の回答は次の通り。

- ・国内の専門家グループが対処方針案を作成し、国内食品安全委員会が承認/不承認した後、EC の Codex working group へ転送され、EC メンバーによる Position が議論される (スロバニア)
- ・Working group で対処方針案が話し合わせ、その後 NCC で承認される (トルコ)
- ・Codex の部会ごとに対応するミラー国内 Codex 部会がテクニカルな事項を担当する。(インドネシア)
- ・NCC が対処方針を作成するために、種々の問題について熟考する (エチオピア)
- ・KFDA の専門家が作業文書をレビューし、コメントを作成する。KFDA からのコメントは承認するために、email 又は物理的な会合を通じて他の関心のある省庁でレビューされ、または物理的な会合で承認される

(韓国)

・NationalCCP が異なるプレーヤーの見解を電子メールまたは国内食品規格諮問ボード会議を通じて収集する(ジンバブエ)

・Codex の対処方針は農業省で準備し、承認する。対処方針は団体、政府機関及び業界団体からのコメントに基づく。

・NCC の会合を通じて(ヨルダン)

・問題となる作業文書はその分野の責任ある政府の担当部局に送付され、サモアのNCC への対処方針案の提出期限が設定される。担当部局から提出された対処方針案はサモア NCC で検討され、承認された後、Codex 事務局へ提出期限前に送付される。

(サモア)

・CCP の事務局が専門家との会合を開き、その後 NCC によってその paper を練り上げる部会ごとに専門家とステークホルダーから構成されるケニアの対処方針案を議論する特別の専門家集団が決まっている。(ケニア)

・National Nutrition Center が CCP であるため、NNC がリトアニアの対処方針を作成する。また、Codex 規格、指針等を配布し、Codex のポリシーをリトアニア国内に広める。(リトアニア)

・農業省と厚生省の間で合同で協議し、合意に基づき作成する。(ギニア・ビサオ)

12. どのようにステークホルダーからのコメントに対処方針策定時に考慮しますか？

回答のあった次の国々では、対処方針を議論する前に一般的にステークホルダーにコメント提出の機会が与えられていた。各国からのコメントは次の通り。

・ステークホルダーはコメントを提出できる。すべてのコメントは国内専門家グループが対処方針案を作成する際に検討される。(スロバニア)

・すべてのステークホルダーは Working group 及び NCC に入っている (トルコ)

・国内ミラー部会には関連省庁、消費者団体、専門家及び業界代表が参加している (インドネシア)

・NCC を通じて (エチオピア、ヨルダン)

・ステークホルダーからのコメントは物理的会合において検討される (韓国)

・Composite した文書をステークホルダーへ送付して、それらに対しコメントを募集する。(ジンバブエ)。

・ステークホルダーからのコメントがあれば、常に検討される。(チェコ)

・常設の Codex の問題に関する Cooperator のネットワーク (専門家及び業界代表) を設け、対処方針を準備する(チェコ)。

・主なステークホルダーはサモア NCC のメンバーであり、対処方針案を議論する際に (Codex 事務局に送付する前に)、認められるかどうか議論し、必要に応じ修正できる。(サモア)

・NCC はステークホルダーと密接に協力し、すべての入手可能な情報、コメント、提案はリトアニアの Codex 対処方針の形成過程に含まれる。(リトアニア)

13. どのように国内 Codex Contact Point は政府機関、その他のステークホルダーとコミュニケーションをとっているか？

回答のあった次の国々では、主に電子メールを使ってコミュニケーションをとっていた。各国からのコメントは次の通り。

・十分な email によるコミュニケーションがある。また NationalCCP は情報やいくつか選んだ Codex 文書をスロバキア語に翻訳し、meal 及び Food Industry Trends という雑誌にして営業者むけに無料で出版している (スロバニア)

・ Email (トルコ)

・ NCC の事務局が Codex に関与している主たるステークホルダーと連絡をとっている。(エチオピア)

・ 韓国の CCP が公式レター、email 又は省庁間会合を通じて (韓国)

・ 国内食品規格諮問ボード会合及び電子メールを通じて (ジンバブエ)

・ 関心のある団体及び CCP とコミュニケーションしたい者とは定期的なコミュニケーションがある。いろいろなコミュニケーションの方法があるが、直接コンタクトまたは email が最も一般的。(チェコ)

・ 業界、公表団体とのワークショップに Codex の問題は定期的に議題に含まれ、このようなワークショップは Codex の重要性をプロモートし、強調する上で非常に効果的な方法である。(チェコ)

・ NCC の会合を通じて (ヨルダン)

・ 主なコミュニケーションは電子的、月例のサモア NCC 会合でハードコピーは配布される。また世界消費者権利日に記念して毎年 3 月 15 日に Codex ステークホルダーフォーラムを行う。(サモア)

・ Email を通じ、またハードコピーを郵送し、またはメンバーに車で届ける。(ケニア)

14. あなたの国は、国内 Codex 委員会 (NCC) がありますか？ある場合は NCC

のメンバーはどなたですか？ Term of Reference はなんですか？どのくらいの頻度で NCC 委員会は開催されていますか？

あると回答のあった国はスロバニア、トルコ、インドネシア (NCC の下部組織として Codex の部会毎に対応するミラー国内部会がある)、エチオピア、ジンバブエ、チェコヨルダン、サモア、ケニア、リトアニア、ギニア・ビサオの 11 カ国であり、ないと回答があったのは韓国のみであった。これは Codex Trust Fund に申請する場合、NCC の設置及びそれが機能していることが前提条件であることも反映していると考えられる。

ほとんどの国において、その任務は対処方針案の承認、出席する部会の優先順位の設定、Codex 規格等を国内規格に反映させる作業等であった。

NCC の構成メンバーはほとんどの国で関係省庁の代表、業界、学術的専門家及び消費者団体の代表から構成されていた。

Term of Reference :

スロバニア : Natinal Food Act の作成時

インドネシア : すべてのステークホルダーの効果的かつ活発な参加を確保するため

サモア : 1) 国内の Codex 関連活動の発展のための優先順位を検討し、承認する、2) 対処方針を準備し、検討し、そして承認する、3) Codex のガイドラインに基づき国内食品規格を作成する、4) 国内規格をすべてのステークホルダーに広める。すべての関心のあるステークホルダーと定期的に Codex に関連する問題を協議する場を提供する。

メンバー :

スロバニア : 各省、検査部局、消費者、専

門家

トルコ：農務省(2)、保健省(1)、トルコ基準研究所(1)、大学(2)、業界代表(1)

エチオピア：保健、農業、貿易産業の各省、商工会議所、業界、基準局等からなる

ヨルダン：保健省、農業省、食品医薬品局、商工会議所、Aqaba Special Economic Zone、ヨルダン大学、ヨルダン消費者保護協会、JISM)

インドネシア：関連するすべての省庁の代表（主に農務省、産業省、貿易省、海洋漁業省、薬品食品局、及び国家基準局）及び業界並びに消費者団体の代表から構成される

ジンバブエ：農業省、保健省、産業貿易省、消費者団体、基準局、業界、法律家及び食品規格諮問機関(National Standard advisory body:保健大臣に提示する国内食品規格を議論し、作成する)から構成される。

サモア：保健省、農業漁業省（検疫担当、漁業担当、家畜担当、作物担当、研究及び政策担当）自然資源及び環境省、サモア水道局、サモア製造業及び輸出業協会、商工会議所、商業産業労働省、消費者団体の代表、NCC,NCCP,FAO 及び WHO 代表（オブザーバー）

ケニア：国際貿易省、国内貿易省、研究機関、NGO、政府系研究機関、大学、半官半民、FAO、WHO、民間団体

リトアニア：専門家、政府系及び非政府研究機関の代表、基準委員会、業界団体代表
ギニア・ビサオ：保健省、農業省、商業貿易省、Bissau 市役所、消費者協議会、税関等

NCC の開催頻度；必要に応じ(スロバニア)
定例は年 4 回及び必要に応じ(トルコ)、毎

月(ヨルダン、サモア、ケニア)、毎週ギニア・ビサオ

15. あなたの国は、国内 Codex のウェブサイトは持っていますか

はいと回答のあったのはリトアニア、スロバキア、韓国の 3 カ国、いいえがインドネシア、ヨルダン、サモア、ケニア、チェコ、エチオピア、ジンバブエ、ギニア・ビサオ、トルコであった。

韓国から、業界、消費者に対し国内の Codex 関連活動または Codex の問題を紹介する手段として使用しているとのコメント、チェコからは Codex 専用の website はないが、農務省の website 中に別の file としてあるというコメントがあった。

16. あなたの国の Codex システムの弱点は何ですか

財政的な問題による会議へ出席できないこと及び文書の回覧、印刷等の問題、Codex に関する理解の不足等が多くの国々から指摘された。主なコメントは次の通り。

- ・文書の回覧(トルコ)
- ・消費者の関与の低さ(スロバニア)
- ・Codex の手続きに関する理解度が低い(インドネシア、サモア、スロバキア、ギニア・ビサオ)
- ・科学的なデータが欠如している(インドネシア)
- ・英語でのコミュニケーションが少ない(インドネシア)
- ・近東の国々との意見交換の場が持っていない(ヨルダン)
- ・Codex 委員会開催、各種活動のための資

- 金がたりない（ヨルダン、ジンバブエ）
- ・仕事をするための環境（プリンター、パソコン等）が十分に整っていない（ケニア、ギニア・ビサオ）
 - ・Codex 委員会への参加率が悪い（チェコ、スロバキア、エチオピア、ジンバブエ）
 - ・Codex 専門の対策、研究チームが国内に存在しない（韓国）
 - ・種々のステークホルダーの活発な関与ができない（エチオピア）
 - ・食品関連のプロジェクトを行う上での予算上の制限（エチオピア）
 - ・より活発な Codex のプロモーションが必要（チェコ）
 - ・適切な関連政府機関及び一部のステークホルダーの不活発な参加、（サモア）
 - ・検査施設不足及び経験とスキルが不十分なスタッフによる非効果的な検査システム（サモア）
 - ・Codex の仕事量を緩和するため、一人以上が CCP オフィスに必要（ケニア）
- マテリアルおよび物理的輸送方法が不足（ギニア・ビサオ）

Codex Review

17. あなたの国は、Codex Reivew で指摘された問題点に満足していますか

今回回答のあった国は総じてあまり Codex review に対して関心がないように考えられた。

はいと回答した国はヨルダン、チェコ、スロバキア、エチオピア、韓国、ギニア・ビサオ、トルコの 7 カ国、いいえと回答した国はケニア（Codex の異なる会合に 3 回参加させて欲しい、Codex の部会の議長をできるぐらいトレーニングして欲しい）で、

無回答はインドネシア、リトアニア、サモア、ジンバブエの 4 カ国であった。

18. あなたの国は、Codex Reivew で後、改善した点に満足していますか

はいと回答した国はチェコ、韓国、スロバキア、リトアニア、ヨルダン、トルコ、ギニア・ビサオの 7 カ国、いいえと回答した国はなく、無回答はインドネシア、エチオピア、ジンバブエ、ケニア、サモアの 5 カ国であった。コメントとしては：email の活用や文書のソフトコピーでの配布が良い（ヨルダン）というものがあつた。

19. Codex が持つ問題点を 5 つまで挙げてください。また、どうして問題だと思うのか、改善策も教えてください

ここでも財政的な制限に起因する部会等への参加の問題、Codex での規格等の策定プロセスの遅さ、加盟国間のコミュニケーション不足等が指摘された。主なコメントは次の通り。

- ・Codex の基本理念が理解しにくい（ヨルダン）
- ・Codex に関連する委員会開催のための資金援助（ヨルダン）
- ・近東の国との意見交換（ヨルダン）
- ・情報伝達が遅い（ケニア、韓国）
- ・Codex トレーニングに参加する国が少ない（ケニア）
- ・Codex 関連問題を解決するための、加盟国間のインターアクションが少なすぎる（韓国）
- ・発展途上国からの Codex 委員会参加者が少なすぎる（韓国）
- ・予算（トルコ、韓国）

- ・ Codex の対処方針案の検討会議への参加が十分ではない (トルコ)
- ・ ヨーロッパ地域調整部会は地域で生産されている製品について作業をしていない (トルコ)
- ・ Codex 規格の作成速度が遅い (韓国)
- ・ 現在国内の Codex 戦略を検討中で、この問題も議論中で、現時点では回答できない (チェコ)
- ・ 法の欠落、リスクを解析するためのラボの能力不足、国際会議への出席、(ギニア・ビサオ)
- ・ アジェンダ及び作業文書のリンク先が送信されてくるのが遅い (ケニア)
- ・ トレーニングを受けた国が少ない(ケニア)
- ・ 情報が決められた期限内に配布されない (ケニア)
- ・ Codex Trust Fund の改善(ケニア)

Training

20. あなたの国は、FAO/WHO が作成した Codex トレーニングマニュアルを知っていますか

はいと回答した国はヨルダン、リトアニア、サモア、チェコ、スロバキア、韓国、ギニア・ビサオ、インドネシア、トルコの 9 カ国で、いいえと回答した国はケニア、エチオピア、ジンバブエの 3 カ国であった。

21. あなたの国は、FAO/WHO が作成した Codex トレーニングマニュアルを使ったことがありますか

はいと回答した国はリトアニア、サモア、ケニア、スロバキア、インドネシア、トルコ、ギニア・ビサオの 7 カ国で、いいえと回答した国はヨルダン、チェコ、エチオピ

ア、韓国、ジンバブエの 5 カ国であった。

22. Codex においてトレーニングは必要だと思いますか。はいの場合は、あなたの国では、どのようにトレーニングを実施したのか教えてください

トルコを除くすべての回答した国はトレーニングの必要性は認めていたが、韓国、ヨルダン、エチオピア、ケニア、ジンバブエが実施していなかった。

各国のコメントは次の通り。

- ・ 専門家が Codex training manual について深く研究し、マニュアルに基づいた本国専用のトレーニングを考えた (インドネシア)
- ・ 2005 年に東ヨーロッパ Codex トレーニング委員会をリトアニアにて開催した (リトアニア)

FAO と契約したトレーニングを専門家に受けさせている (サモア)

Codex トレーニングマニュアルをスロバキアの公用語に翻訳したものを出版するとともに、国内セミナー及びスロバキア大学の食品法規の授業で使用した。(スロバキア)

- ・ 必要だとは思いますが、実施はまだしていません (韓国)
- ・ 必要だとは思いますが、途上国及び Codex に最近メンバーとなった国にもっと重要 (チェコ)
- ・ 専門家に Codex を認識させ、オリエンテーションを理解させている (ギニア・ビサオ)
- ・ 重要性は認識してるが、資金がない (ヨルダン、エチオピア、ケニア、ジンバブエ)

Codex と Science

23. Codex 基準等は適切な科学に基づいていると思いますか

ヨルダンを除く回答した国ははいと応えた。ヨルダンはコンセンサスに至るため恩着せがましい態度 (Condescend) のため、いいえと回答していた。

24. FAO/WHO はリスク評価に発展途上国のデータを活かしていると思いますか

はいと回答した国はインドネシア、リトアニア、チェコ、韓国、ギニア・ビサオ、トルコの6カ国、いいえと回答した国はヨルダン、エチオピア、ケニアの3カ国、無回答はサモア、スロバキア、ジンバブエの3カ国であった。

コメントは次の通り。

- ・途上国からのデータで入手可能なものは限られており、FAO/WHO リスク評価の過程における発展途上国の懸念に対応することは難しい (インドネシア)
- ・技術的なコンペテンスとインフラの強化 (エチオピア)
- ・途上国からのデータが十分使用されているとはいえない(韓国)
- ・途上国からの専門家も専門家会合に参加して意見を述べたり、協力すべき (ジンバブエ)
- ・各国は適切なデータを提出する権利と機会が設けられている。(チェコ)
- ・途上国からのデータも活用することは一般的な立場であると信じている (サモア)
- ・認証された検査機関および機械器具がないため、十分なデータが得られない (ケニア)

25. 貴国の立場で、Codex に規格設定手続

きにおいて Sound Science とリスク評価の適用は十分だと思いますか?

はいと回答した国はケニア、インドネシア、ヨルダン、リトアニア、チェコ、スロバキア、トルコの7カ国、いいえと回答した国は韓国、ギニア・ビサオ、ジンバブエの3カ国、無回答はサモアとエチオピアであった。

いいえと回答した国からのコメントとしては既存の Codex の手順はすべてリスクベース、科学ベースに置換すべき (韓国)、摂取パターンに関する検討が十分でない(ジンバブエ)、途上国において基準値を設定する際に環境及びその他の関連する適切な問題が十分検討されていない(ジンバブエ)があった。またサモアからは当たり前の話だが、Codex での規格等の検討の場合には他の non-scientific な legitimate factors (合理的因子) も検討されるべきとのコメントがあった。

E. 結論

E.1 国内 Codex 委員会の強化

今回調査した国々で行われているすべてのステークホルダーが関与した、よりオープンで、透明性をもった日本の position paper 作成が必要か、またどのようにしたら実際にできるのかを検討する必要がある。まず、関連省庁、専門家、関係する業界団体及び消費者団体の専門家等から構成する国内部会を主要の水平部会に対応させて暫定的に設置し、当該 Codex 部会の過去の議論の経緯、主な議論の流れを整理した上で、今後の対処方針案の作成を行うことが望ましいと考える。

E.2 日本の National Codex

Committee の web site

いくつかの国が Codex の文書等を自国の言語に翻訳し、独自の Website を活用していた。また回答した多くの国が我が国同様 Codex に関する認識の低さと同時に Codex のわかりにくさを指摘していた。

我が国においても、ステークホルダーからの適時、的をとられたコメントを入手するためには、言葉の壁を乗り越えるため、日本の National Codex Committee の website を作成し、コメント公募、日本の country position の公開、代表団としての戦果、Codex とはどのような組織で、各立場の関係者がどのように関連性があるのか、どうしたらもっと効果的に参画できるのかといった教育的な資料を日本語で掲載すべきであろう。

E.3 協調関係の構築

日本の存在感を高め、主張を通すためには我が国と利害関係の類似した国との定期的なコミュニケーションの活発化が必要である。米、カナダ、オーストラリア及びニュージーランドの QUADO 並びに EC のような同盟関係の構築、共通 position の作成が必要である。アジア地域や中東の産油国等、食品の多くを輸入に依存している国のなかから、共通の関心事項がある国を探し、協調関係の樹立、さらに QUADO, EC との連携を模索すべきであろう。

E.4 我が国の主張を効果的に表明する方法

質問 3 に関連するが、正攻法である CL

に対する期限内での回答（通常、我が国のコメントは作業文書として回覧される）、時間的余裕がない場合には会議場で CRD を作成する方法に加え、実際の部会の前後に、主な加盟国は頻繁に非公式に意見交換を行っている。

対処方針案作成時に主たる問題点や議論の行方について、主たる加盟国と意見交換し、予め、議論がどのような展開になるのか、予測することが非常に重要である。

また、会議中、なかなかコンセンサスが得られない場合等に、coffee break 中に当該問題に意見をもつ国のみで行われる短い会合等で、妥協案が合意される場合が多々ある。

このような状況を考慮し、我が国の主張を反映させるために、質問 3 のサモアのコメントにあるように、まずその部会で積極的に活躍し、key player として認識されること及び主たる代表団と懇意になり、人間関係を構築することが重要であると考えられる。その上で、同様の懸念／関心を抱く国と非公式な場での意見交換、あるいは相反する立場の国との意見交換（例えば、なぜこの点は受け入れられないのか、どこまでなら妥協できるのか等）等のテクニックを代表団が身につけることが望ましいと考えられる。

E.5 国内 Codex training

ほぼ多くの国が Codex 出席者に対する適切なトレーニングの必要性を認識していた。我が国においては、各部会の出席者が人事異動に伴い頻繁に変わる問題を乗り越える

ためにも、Codex に出席する可能性がある部局に異動してきた場合には、FAO/WHO が作成した“Enhancing participation in Codex activities”（ここから入手可能 http://www.fao.org/documents/show_cdr.asp?url_file=/docrep/008/y5884e/y5884e00.htm）を教材としてはトレーニングを行う必要がある。

F. 健康危険情報

特になし

G. 研究発表

1. 論文発表

①豊福 肇、窪田邦宏、森川馨、諸外国の Codex 活動における透明かつ積極的なステークホルダーの関与を促進するための Internet 活用の動向、国立医薬品食品衛生研究所報告第 124 号(2006), 30-37

②豊福 肇 FAO/WHO 合同食品規格計画第 28 回魚類・水産製品部会概要報告 食品衛生研究 (2007)Vol.57 in press

2. 学会発表

①豊福肇、コーデックス委員会及び世界の動向

国立保健医療科学院 平成 18 年度特別課程食肉衛生検査コース

2006 年 6 月

②豊福 肇

コーデックス及び世界の動向

国立保健医療科学院 平成 18 年度特別課程食品衛生管理コース

2007 年 1 月

③豊福肇、第 38 回食品衛生部会

平成 18 年度コーデックス委員会活動報告会 2007 年 3 月

H. 知的財産権の出願・登録状況

特になし

別添 1

National Strategies on Codex: Draft questionnaires for countries

Name of the country ()

Name and contact detailed of the national Codex Contact Points:
()

Participation

1. In addition to the objectives articulated in the Codex manual, are there any specific objectives which your Government wants to achieve through the participation in the Codex?
2. What is the driving force of active Codex participation in your country?
3. How are you going to promote effective presentation of your country's interest in Codex?

Hosting Codex meetings

4. Is your government interested in being a regular host country of any Codex subsidiary committees?
(ア) Yes, Why, any specific committee
(イ) No
5. Is your government interested in hosting a single session of any Codex subsidiary committees in collaboration with the current host country?
(ア) Yes, Why, any specific committee,
(イ) No
(ウ) Already planned
(エ) Yes, we did, what did you learn? What are the benefits of the co-hosting of the session?

Budgets and Codex Trust Funds

6. How much is the annual total Codex related budget in 2006 ?
7. Is your country supported by the Codex Trust fund?
 - No
 - If yes, when and for what meeting
 - If yes, how did you select the meeting to participate in ?